

令和6年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第8日（令和6年12月16日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第12号「専決処分した事件の報告について（令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）」及び報告第13号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」の報告2件並びに議案第64号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第77号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」までの議案14件、計16件を一括議題  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 坂下文宏君 | 2番  | 新谷英生君 |
| 3番  | 形岡弘士君 | 4番  | 谷口佳保君 |
| 5番  | 弘田条君  | 6番  | 武政健三君 |
| 7番  | 山崎誠一君 | 8番  | 吉村政朗君 |
| 9番  | 作田喜秋君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 池 正澄 君 局長補佐 坂本 久恵 君  
議事係長 山本 卓己 君

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                         |         |                      |         |
|-------------------------|---------|----------------------|---------|
| 市長                      | 程岡 庸 君  | 会計管理者兼<br>会計課長       | 吉永 敏之 君 |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 岡田 旭生 君 | 企画財政課長               | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  | 危機管理課長               | 岡田 哲治 君 |
| 消防長                     | 宮地 直道 君 | 消防次長兼<br>消防署長        | 中村 浩司 君 |
| 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長               | 永野 美歌 君 |
| 市民課長                    | 畑山 正王 君 | まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長                  | 酒井 満 君  | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 水道課長                    | 山本 実 君  | じんけん課長               | 萬 知栄 君  |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 濱田 三幸 君 | 教 育 長                | 斧川 哲也 君 |
| こども未来課長                 | 田村 五鈴 君 | 生涯学習課長               | 西原 貴樹 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 岡野 孝弘 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和6年土佐清水市議会定例会12月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第12号「専決処分した事件の報告について（令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）」及び報告第13号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」の報告2件並びに議案第64号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第77号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」までの議案14件、計16件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

事前に、質問者であります吉村議員より一般質問に関する資料となる写真の配付の申入れがありましたので、これを許可します。

タブレットにアップロードしておりますので、御覧ください。

8番、吉村政朗君。

(8番 吉村政朗君発言席)

○8番(吉村政朗君) 皆さん、おはようございます。8番、吉村でございます。

早速、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

本日の一般質問は、動物の多頭飼育問題。そして、今までここ約1年間行ってきた一般質問の検証をさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いたいと思えます。

初めに、動物の多頭飼育問題について、市民課長にお伺いしたいと思えます。

先ほど議長の御紹介がありましたように、タブレットの中に、この多頭問題とTNRについて写真を見ながら、ぜひ皆さんに一般質問を聞いていただきたいと思えます。

この他多頭問題、近年、全国的な社会問題として、飼い猫の多頭飼育問題が取り上げられるようになりました。この多頭飼育問題とは、家で飼っているペットが本能のまま繁殖し、殖え過ぎてしまうことで、飼い主の生活環境が悪化したり、周辺的生活環境に悪影響を与えたりする状態になってしまうものでございます。これは、ペットが殖えすぎて餌代や医療費が高額になり、飼い主の生活を圧迫するような問題となります。

本市においてもこのような事例があったとお聞きしておりますが、どのような対応を取られたのかを、課長にお聞きしたいと思えます。

○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

(市民課長 畑山正王君自席)

○市民課長(畑山正王君) おはようございます。お答えいたします。

本市における事例につきましては、令和2年度に、近隣住人が飼育している十数匹の猫から多量のノミが発生し、周辺に迷惑をかけているとの苦情について、状況を確認後、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づきまして、幡多福祉保健所へ報告及び幡多福祉保健所職員による飼い主の指導に同行いたしました。

なお、吉村議員が言われている最近の事例につきましては、多頭飼育問題までには至って

ないと思われます。個人情報保護の関係で詳しくは説明できませんが、周辺に人家がない場所に住んでいる方が餌づけをし、複数の猫を管理していたようです。偶然訪問されたテレビ局の方により、家人が体調不良で倒れているのを発見し、包括支援センター職員と民生委員さんにより入院処置がなされました。

残された猫については、親戚の方とTNR活動をしている「のらねこゼロプロジェクト土佐清水市猫とおばちゃん」のメンバーが対応をしていると聞いております。

この事例については、市民課としては何もアクションを起こしておりませんが、仮にこの事例が住宅地でかつ、何らかの理由により飼育されている住民が管理できない状態にあれば、周辺の生活環境が悪化したであろうと考えられます。その時は、幡多福祉保健所と協力して市民課も対応しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 課長答弁によりますと、今回の事例については、いわゆる多頭飼育問題ではないと判断されているようではありますが、まず、この参考の1番を御覧になっていただきたいと思います。

ここが先ほど、今回、私が取り上げました多頭飼育問題ではないかと思われる猫ちゃんでございます。

これは、先ほど課長が言われたように、TNRの方々がボランティアで市内のある一軒家を借りまして、約20匹ほどの猫を今、臨時的に預かっている写真でございます。この女性たちグループが7～8人で交代で餌をあげたり、それからふんの始末をしたりと大変献身的な活動をしていただいております。

この多頭飼育問題、環境省も本腰を入れておりまして、これが環境省の出しているガイドラインであります。これは120ページにも及ぶ、すごい詳しく書かれておりますが、なかなかどこがどのような責任をもってやるのかというのは、なかなか僕も何回も読みましたが、読み取りにくい内容ではあります。いずれにいたしましても、このガイドラインに沿った対応を市としてもしていかなければならないのではないかと思っております。

この多頭飼育の定義とは、3つあります。

1、飼い主の生活状況の悪化、2、動物の状態の悪化、3、周辺の生活環境の悪化、この3つの影響のいずれか、もしくは複数が生じている状況のことです。今回の事例では、限りなく多頭飼育問題と言えるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、本市として、これから起こり得る多頭飼育問題の対策を講じてお

くことが必要であると思いますが、課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

対策の前に、再度、多頭飼育問題について述べさせていただきます。

全てのケースではありませんが、経済的困窮や社会的孤立、認知症等の病気により、飼い主が劣悪な環境で動物を飼育することにより、病気や異臭、無秩序な繁殖、最悪の場合、人にも感染する病気がそこから発生する可能性もありますが、結果として、近隣住民から苦情が起きます。

原因は飼い主であることは明白であります。なぜこのような飼育の仕方になったのかを解決しなければ、問題は繰り返されますので、飼い主の状況、原因と思われる経済的困窮や社会的孤立、認知症等の病気について、飼い主の家族や福祉・高齢者関係の部署が協力して対処しなければなりません。

また、動物の処置や周辺の環境についても、飼い主の家族、本課、保健所、ボランティア団体等で協力し、対処しなければならないと考えます。

以上の事から、多頭飼育問題の対策として得策とはいえませんが、1つ目は、飼い主の状況をチェックすること。これは、日頃から地区住民と関わりの深い区長さん、民生委員さん、保健師等と連携し、地区の中に多頭飼育問題になりそうな飼い主の情報を共有すること、早期発見、早期のケアが大変重要であると考えます。

2つ目は、たとえ多頭飼育でなくとも、劣悪な環境での飼育は「動物に対して身体的・精神的に不必要な苦痛や苦悩を与える故意・不作為の行為」とみなされ、動物虐待として法律違反であり、飼育される動物がとても不幸であることを飼い主だけでなく、市民の皆さんにも理解していただければ多頭飼育の抑制になると思いますので、そのための広報を地道に行うしかないと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 今回の事例は個人情報に関係もありますので、あまり詳しくは申し上げられないんですが、かなり人里離れたところで、ある方がその家を訪問したら、その方が病気でちょっと具合が悪くて倒れられていたと。そこで、民生委員、それから包括支援センターのほうに連絡がありまして、早速駆けつけていただいて、救急車等の手配もしていただいて、今、元気になっておられるようでありますが、そこに猫が30匹近くおられたということで、

さあ市は困ったということで、どうしようかという話だったんですけど、たまたまTNRという活動をされている方々が、餌をその山奥の家まで毎日届けてくれていたそうであります。

そのTNRの方から電話をいただきまして、それで、実は包括支援センターの方が親身になって取り組んでいただいていますというお話でしたので、早速包括支援センターのほうに行って、担当の女性の方に状況をお聞きして、すぐにその女性が今から行ってきますということで、行って対応をしていただきました。本当にスピード感のある対応をしていただきまして、本当にありがたかったかなと思っております。

その場所は携帯も入らないので、なかなかその餌やりの方々も、TNRの方々も行くのが大変怖い道でありますので、先ほども言いましたように、市内の一軒家を借りて、今現在、20匹程度そこで預かっているというものでございます。

やはり、殺処分はできる限りやらないということで、皆さん取り組んでいただいておりますが、先ほど来言っています多頭飼育問題でも言えることではありますが、この飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に対する不妊手術を推進することも大変重要だと思っております。

このことは、本年6月会議において、弘田議員も大変詳しく取り上げておられましたが、本市はほかの自治体に先駆けて、野良猫の殺処分の抑制や健康状態の向上、地域環境の保護などを目指しているTNRと言われる活動に積極的に取り組んでいただいております。

ちょっと皆さん、タブレットを御覧になっていただきたいと思います。

この2番目、これは益野の旧小学校の体育館で、毎月第1火曜日、私が11月5日と12月3日に行って、ちょっと撮影をさせてもらいました。これ、体育館に御覧のように保護してきた猫が、これは多分12月3日の分だと思っておりますが、20匹ぐらいでしょうか。こうやって保護された猫がずっと並んでいます。

3番目が、同じTNRの方が、手術の順番を待つ猫をちょっと世話をしていただいております。

それで、この4番目、これがこの保護してきた保護の中に、上にどこで捕獲してきたのか、誰が餌やりをやっているのか、飼い主はいるのかどうか、色それからオス・メスの分別、どういう処置をした猫かというのを全部その個体ごとに上に貼り付けて、手術を待っているという状況であります。

5番目が診察書といいますか、そういうこういうものも書いて、1匹ずつ対応していただいております。

そして6番目、これが益野の小学校の体育館の横にキャンピングカーといいますか、こういう車の中で手術をするということで、待機をしている状況であります。割とニュースでも流れましたし、新聞なんかでも御存じの方も多いと思います。

7番目です。ちょっと手術をしている最中のあれですけれども、こうやって猫の顔に麻酔をやって、3匹ずつやられるそうです。順番に。1匹が大体20分ぐらいかかりますので、30匹やるとなると、もう一日仕事であります。この先生、尾首先生という有名な女医さんであります。

そして、8番目が、助手の三木さんと二人で手術をやられている写真でございます。これ、無理を言って写真を撮らせていただきました。

9番目を見ていただくと、麻酔がさめるのを体育館で待っているというような猫の状況であります。

そして10番目、よく皆さんさくら猫というのを耳にすることがあると思いますけれども、この猫、左側がちょうどさくらのように欠けていますが、オスが右耳だそうです。この猫は左ですので、メス猫というふうになっております。

このTNR活動とは、Tがトラップ、捕まえる。Nがニュータで、不妊手術をする。Rがリターン、これ、リリースではなくてリターン。元いたところにその猫を返す。例えば、私は中浜ですので、中浜で捕獲して避妊手術してさくら猫にして、そこにまた返すというのがTNR活動といわれるものであります。

このTNR活動というのは、割と誤解をされる場合が多いのですが、これは、猫が苦手な方のための活動でもあります。まず、地域で野良猫を捕獲機で捕獲して、先ほど言ったように月に1回あそこで手術をして、それで、大体野良猫の寿命が3年から5年と言われております。このTNRをすることで、地域の野良猫は確実に減少していきます。その個体の1代限りの命を全うしてもらおうというのがTNR活動でございますので、どうぞ皆さん、その辺りは間違わないようにしていただきたいと思っております。

それで、この環境省のガイドラインにも、猫の不妊手術に関するメリットとデメリットという部分も記載されております。

まず、メリットとしては、望まない交尾がなくなる。病気のリスクが低くなる。それと、社会全体として不適切な飼育をされている動物や殺処分される動物を減らすことができる。そういうふうになっております。

デメリットとしては、やはり麻酔を使いますので、そのリスクが若干猫にはあるということをお聞きしております。

ただ、残念ながら、TNR活動についての認知や理解が市民に広がっていないというように感じておりますので、もっと啓発・広報活動を強化すべきと考えますが、課長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

(市民課長 畑山正王君自席)

○市民課長(畑山正王君) お答えいたします。

TNR活動の広報につきましては、これまでも不定期ではありますが、頻繁に行っていると認識しております。

その結果、市民の皆様から餌やタオルの寄附もいただいております、本市の民間組織「のらねゼロプロジェクト土佐清水市猫とおぼちゃん」に渡し、活動の一助としていただいております。

問題となっているのは、野良猫への無責任な餌やりと野良猫を減らすためのTNR活動メンバーが行う餌やりが、知らない人からは同様のものとして捉えられているということです。そこを差別化することで、この活動が結果的に地域の環境を守ることに繋がっていることを知っていただき、理解し、協力まではできなくとも、見守ってほしいと考えております。

広報の方法につきましては、あくまでも市の広報でありますので、華美なものにはできませんが、できる範囲で努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長(作田喜秋君) 8番、吉村政朗君。

(8番 吉村政朗君発言席)

○8番(吉村政朗君) 今、課長が言われたように、市の広報に載せていただいております関係で、徐々にですが、市民の中でもこのTNR活動に理解を示していただける方が多くなってきているなというのも実感しておりますが、いかんせんどうしても広報ですので、ほかの記事もございませぬ。大きく啓発記事を載せることもなかなか難しいかとは思いますが、年に一度くらいで結構ですので、できれば1ページ、できなければ半ページほどのスペースを取っていただいて、このTNR活動を写真とともに掲載いただきたいと。

これは、総務課長のほうにもお願いをしておきたいと思っております。

どうぞ課長、これは市民課だけの問題ではありませんので、福祉事務所や健康推進課、総務課、いろんな担当課、多岐にわたりますので、起こったときにどうするか、先ほどの多頭飼育問題ですね。その対策はぜひ検討をしておいていただきたいということをお願いしておいて、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、本年2月21日付で、程岡市長に対して訪問介護の基本報酬引下げに関する緊急要望書を谷口議員と連名で出させていただいております。そして、そのことは3月会議の一般質問でも取り上げさせていただいております。

そのときの市長答弁は、次のように述べておられます。

「本市のような利用者が市内全域に点在し、一日の活動時間の多くが移動時間に費やされる状況の中で、事業所経営の根幹となる基本報酬が引き下げられるのは、今後の事業所の存続に



も関わることであり、深刻に受けておりますので、県・国への要望を行ってまいります。市としても、実態を早期に把握した上で、必要であれば、何らかの支援策を講じるよう指示いたします。」という答弁をいただいております。

あれから10か月が過ぎました。実態は把握されたのではないかと思いますので、存続の危機におかれている訪問事業者に対する支援をどのようなことをされるのか、まずは市長に、支援策を実施するという答弁だったと思いますので、その辺りどのように考えておられるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） おはようございます。お答えいたします。

訪問介護の介護報酬が引き下げられて以降、訪問介護事業所の皆様からの要望、市議会各定例会での一般質問、市議会意見書の可決など、この間、様々な要望、要請がございました。

事業所に対する調査も実施し、介護報酬の引下げが訪問介護事業所の経営に少なからず影響していることや事業所存続に関わる不安の増大など、人材不足と相まって、厳しい実態が明らかになったところでございます。

これらを受けまして、この間、具体の支援策について様々な角度から検討してまいりましたが、今回、一定の条件の下での支援策を実施することを決定いたしました。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 市長から、支援策を実施するという答弁をいただいたと思いますので、担当課の健康推進課長にどのような支援策なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） おはようございます。

具体的な支援策について、お答えいたします。

実態調査では、介護報酬単位数の2%から3%の減少率がそのまま収入に反映されていることが分かりましたので、これら減収分に対する補助の仕組みをこの間、検討してまいりました。

検討する上でネックとなりましたのが、今後、介護保険制度上、3年ごとの報酬改定による減額がその他のサービス区分でも想定され、その都度、市単独事業による減収補填ができないことから、どのような制度設計にするのかということでした。

今回の国の報酬改定が、本市のような中山間地域でサービスを必要とする利用者が点在し、移動時間が長く、非効率なサービス提供を余儀なくされている状況を全く考慮していないということから、現在実施しております「土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金」の中で、利用者宅まで30分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して訪問介護サービスを提供した場合、所定単位数に15%上乗せをしておりますが、それにさらに10%程度を上乗せすることによりまして、一定の減収補填が可能となるような制度設計を行うことといたしております。

なお、本補助制度に係る予算につきましては、既決予算の範囲内で執行可能となりますので、今年度の補正予算は計上いたしません。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 本年の3月会議の一般質問でも課長にもお聞きいたしました。やはり第9期の介護保険事業計画、3年間ですので、第10期のときにほかの事業体もこういうふうに減額になったときに、じゃあ市が補填するのかという問題が出てくるので、介護保険の制度上、そこだけをピンポイントで3%ぐらいですか、それを補填するということはできないと。ただ、その違う方策で実際にその2%、3%を減額になった分を補填する施策を今するという答弁だったと思います。

課長も御案内のように、この訪問介護の報酬単価は20分未満、それから20分以上、いろいろ時間によって分別されております。それが、大体30分以上1時間未満のサービスを受けた場合は396単位、これ396単位ということに10円を掛けていただければ、その報酬が分かると思います。それで、1時間未満は396、それが今回387、マイナス9ポイント、時給で約100円近くが落ちたという計算になると思うんです。

全国的に現在、賃上げマインドとなっているものに対して、逆行するものではないかということに心配をしておりました。

課長答弁では、補正予算を組まずに、当初の中山間地域介護サービスの確保対策事業の予算の中で、恐らく40万円ぐらいですか、それぐらいを上乗せできると。40万円ぐらい下がった分を、その中山間サービスの15%にもう10%を乗せるんですかね。それで補填できるであろうということでしたので、それでぜひお願いしたいと思いますが、それは当然、年度当初に遡って、今年度末に事業者に対して補助ができるということによろしいかと思うんですけれども、これ、あと2年あるわけでありまして。第10期がどのように変わるかはまだ分かりませんが、あと2年間、それも一応支援していただけるのではないかと思います。課長、その辺、

答弁できればよろしく申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） 今年度の支援策については、先ほど述べたとおりであります。来年度以降、次の介護報酬まで2年間ございますので、それについては、現在県のほうでも一定の支援策は検討されております。

また、先日高知新聞にも掲載されておりましたように、今年度の国の補正予算、経済対策ですとか、物価高騰の部分での対応も一定記載のほうはされておりましたので、高知県としても一定支援策のほうも現実に行うと。

ただ、来年度からの支援策については、まだちょっと未定というような状況なんです。その動向も見て、本市もこの今年度やる支援策を来年度以降継続するのか、また、単年度ごとに全国的、また、県内的にも状況のほうを把握をしながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） この支援策は、どこの自治体も苦慮しているのは現実だと思っております。本来ならば、国が責任を持って改善するべきことなんですけれども、今は、県議会並びに国会のほうにかなり陳情も上がっているようですので、もちろんその動向を見ながらはなりますが、そこが動かないという状況であれば、これも2年、3年、この支援策を第9期には続けていただけるものと思っておりますので、市長、課長にはよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、この質問は終わりました。続きまして、佐川町とのスポーツ交流について、質問させていただきたいと思っております。

これも、令和4年の12月会議において、NHK朝ドラの牧野富太郎博士と大河ドラマを目指しているジョン万次郎さんを核にして、佐川町と土佐清水市との間で自治体コラボを進めて、町の浮揚につなげていこうということを提案をさせていただきました。

当時の泥谷市長は積極的に動いてくれましたが、皆さん御案内のように体調不良による辞職があり、凍結状態になっておりましたが、まずはできることから始めようということで、スポーツ交流を計画し、本年6月22日にサッカー教室を佐川町と一緒に開催することができました。

私も当日行っておりましたが、当日は大雨の開催となり、一時は体育館でやろうかという話になっておりましたが、せっかくですのでということで、サッカー場でやりました。大変大盛

況だったと思っております。

この交流の概要や参加人数、参加者の感想など、担当課長にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

佐川町と土佐清水市のジュニアサッカークラブに所属する子供たちの競技力向上と交流を深めることを目的として、「佐川町・土佐清水市ジュニアサッカークラブ交流イベント」が令和6年6月22日にスポーツパークさかわで開催されました。

当日は、佐川町から62名、土佐清水市から23名の小学生が参加しました。

特別講師として、サッカー元女子日本代表「なでしこジャパン」の川澄奈穂美選手と、現なでしこジャパンメンバーである平尾知佳選手を招待し、子供たちへの技術指導が行われました。

開始当初から雨が止まず、悪天候の中での開催となりましたが、子供たちは積極的にプロの技術を学び、そして、何よりサッカーの楽しさを感じている様子でした。

イベント後には、佐川地質館でサッカークラブ同士の交流を深めました。事業後の子供たちの感想では、「将来は日本代表の選手になりたい」「新しい友達ができてうれしかった」「悪天候の中でもサッカーが楽しかった」などの声が聞かれました。

この事業につきましては、佐川町と土佐清水市が主催し、本市の地域おこし協力隊員が2011年ワールドカップで優勝した川澄選手と知り合いだった縁で、アルビレックス新潟レディース所属の平尾選手とともに佐川町へ招待して、サッカー教室・交流試合等を実施し、参加した小学生たちは、両プロ選手の実技を見て大喜びしたとのことでした。

また、事業実施に当たっては、佐川町と本市とも高知県の子どものスポーツ環境整備事業費補助金を活用して対応しました。

このことから、生涯学習課としましても、この事業が一過性になることなく、佐川町と引き続き連携・情報共有を図りながら、このスポーツ交流事業を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 今、課長が言われたように、本市の移住系の井上さんという方の知り合いということで、今回こういう御縁ができたと思っております。

この川澄選手は、以前、土佐清水市に来ていただいたようでありまして、大変な清水ファンでありますし、この大会の前日には、こちら市役所を表敬訪問していただいて、ちょうど市長は出張で不在でありましたけれども、副市長と教育長が対応をしていただきました。

このときに、いろんな本市のカタログやらふるさと納税の返礼品のパンフレット等、それからお土産も渡していただいて、早速彼女たちのSNSで発信していただいております。それと、ふるさと納税をぜひということも皆に声をかけていただいているようであります。大変ありがたいことでもあります。

それと、当日、地元の片岡町長、桑鶴県議、教育委員会等の職員の方々や、そして、土佐清水市からは程岡市長、生涯学習課の森補佐と津野係長、議会のほうからは武政議員、谷口議員、新谷議員など、土佐清水市からも多くの方が参加されてきました。

そして、なにより佐川町と土佐清水市のジュニアサッカークラブの子供たちと保護者の方々が大変楽しそうにされていたのが印象的でした。開催に当たって御尽力された方々、本当に御苦労さまでございました。

それでは、市長にお聞きいたします。

この交流事業は、前泥谷市長の肝煎りの事業でもありますし、程岡市長も泥谷前市長と一緒に佐川町にも行かれたようではありますが、商工会議所の会頭のと時から関わりを持っていた事業でもございます。

特に程岡市長は、道の駅の交流による地産外消も取り組みたいようなお話もされておりましたので、それも話が進んでいるのではないかというふうに思っております。

市長にこれからの取組について、お聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

NHKらんまんの放送をきっかけとして、この佐川町と土佐清水市スポーツ交流事業については、吉村議員の提案もあり、佐川町と土佐清水市において、小・中学生等が積極的に取り組み、活動しているサッカーとテニスについて、競技力向上と交流を深めることを目的に、継続して事業が続けられるよう、隔年実施で佐川町と本市が持ち回りで開催することとして、本年度は6月22日、佐川町のスポーツパークさかわでサッカー教室等を開催いたしました。

来年度については、本市でテニスを開催することになりますので、今後、佐川町と連携・情報共有等を行いながら、開催時期・詳細等について打合せし、事業実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。

道の駅の事業についても、町長と相談して、今後進めていけるようにしていきたいと思っております。

今後この事業、佐川町とのスポーツ交流が継続して続けられるように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） ぜひ市長、それから生涯学習課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、しおさい経営検討委員会について、しおさい園長にお聞きしたいと思ひます。

これも、本年6月会議におきまして、しおさいの運営について質問をさせていただきました。皆さんも御案内のように、ここ数年、しおさいの運営状況が大変厳しい状況に置かれております。年度内にしおさいの運営に係る検討委員会を立ち上げるような話を聞いておりますが、進捗状況をお聞きしたいと思ひます。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） お答えいたします。

しおさい経営検討委員会は、令和6年7月1日に立ち上げました。構成メンバーにつきましては、副市長、企画財政課長、総務課長、健康推進課長、市民課長、税務課長、地域包括支援センター長としおさい園長の計8名としており、事務局がしおさいの次長、指導係長、介護係長の3名となっております。

委員の人選におきましては、毎年一般会計からの多額の繰入れが発生し、また、増加している現状の改善が喫緊の課題ですので、過去のしおさい運営を経験した職員から知恵を出し合い、効率的かつ効果的・持続可能な経営の在り方を検討することとして、しおさいでの勤務経験者を中心に市役所内での人選としております。

内容につきましては、令和6年7月30日に第1回目の検討会を開催し、事務局より年度別の利用者数や職種別職員数、修繕箇所リスト等の資料に基づき説明し、現状についての共通認識とさせていただいたところです。

そこでの意見では、歳入確保、定員まで入所していただくことが第一条件、大前提とすることが全員一致の認識で、そのことは当然なところなんです。修繕リストの総額がどの程度になるのか、その上で将来的な建て替えをする場合の定数や職員数など、シミュレーションが必

要との意見をいただきましたので、そういった資料をそろえて、次回協議することといたしました。

進捗につきましては、年内に第2回目を開催したいと考えておりましたが、情報収集、資料作成に時間がかかっており、開催ができておりませんので、年明け1月には第2回目を開催し、協議を進めたいと考えております。

いずれにしましても、一刻も早く定員数まで入所者を確保するべく、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 園長、ありがとうございます。

検討委員会のメンバーを見ますと、副市長、企画財政課長、総務課長、総務課長は前に健康推進課のほうにもおられましたし、現在健康推進課長の竹池課長もしおさいの元次長でございましたし、それから、現市民課長の畑山課長は前園長、それから税務課長の岡田課長もしおさいの元園長でございますので、しおさいを熟知したメンバーによる検討委員会でありますので、大変内容のある答申が出てくるのではないかというふうに期待をしておりますが、今、先ほど園長も言われたように、まだ1回しかやっていないということではありますが、このしおさいの問題というのは大変喫緊の問題でありますので、資料がちょっとまだできていないということは、少し残念な気がいたします。

園長の答弁では、1月中に第2回をやるということですので、ぜひスピード感を持って対応していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

このことも、また3月会議には詳しく質問をさせていただき予定でございますので、それまでにぜひこの検討委員会を立ち上げて、その内容を示していただきたいというふうをお願いしておきたいと思っております。

今議会では、ここまでにしておきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、期日前投票所の新設について、お聞きしたいと思います。

皆さんも御案内のように、庁舎内の期日前投票所が、さきの衆議院選挙から1階ロビーの右側に移動しました。このことは、令和5年12月会議と本年6月会議において、私の一般質問で取り上げ、要望しておりましたが、早速対応をしていただきました。

私も期日前投票、どんな感じかなと思っていたしました。大変明るくて、やはり1階ロビーですので出入りしやすくなっておりましたし、何よりやはり会場が明るいせいか、職員さんの対応も非常によかったというふうに感じておりますし、市民の方からもそのような御意見を賜

っております。

この期日前投票、回を増すごとにパーセンテージが増加しているというふうに聞いておりますので、これからも継続してあの場所で期日前投票をしていただきたいと思います。選挙管理委員会事務局長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 東 直能君自席）

○選挙管理委員会事務局長（東 直能君） お答えいたします。

従前の選挙管理委員会事務局奥の期日前投票所の抱えていた各種課題を解決すべく、専用のアルミ製のパーティション等を用いた仮設の期日前投票所を設置する計画を立てている旨を今年6月会議の一般質問への答弁でお答えさせていただきましたが、その後、具体的な運用面での課題等が解決できましたことから、今年10月の衆議院議員総選挙から導入させていただきました。

場所やレイアウトの変更に伴い、投票にお越しいただいた方が迷われたりされる等の混乱を生じさせるのではないかと事務局としては危惧しておりましたが、期日前投票の初日からそのような混乱も見られず、比較的スムーズに投票いただけたのではないかと考えております。

また、投票所内のスペースを大幅に拡大したことや窓があることなどにより、圧迫感が軽減されたことで、投票にお越しいただいた方からも好意的な御感想をいただくこともあり、選挙管理委員会事務局としても、ストレスのない快適な環境で投票いただくことは、投票率向上にもつながる大変重要なことと捉えており、今回実施したことで解決すべき課題も見えたところではあります。今後の選挙においても、改良を加えながら、玄関ロビーでの仮設の期日前投票所を継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 大変本当に入りやすく明るい期日前投票場所になりますので、ずっと継続してぜひやっていただきたいと思いますというふうをお願いをしておきます。

これで、一般質問で通告している質問は以上となりますので、今からちょっと言うことは答弁は要りませんので、お聞き願いたいと思います。

まず最初に言いましたように、ここしばらく、ここ1年ぐらいの間に一般質問をした内容で、少し検証をしたいことがありますので、少し述べさせていただきたいと思います。

まず、本年3月会議において、足摺テルメの指定管理について質問をさせていただきました。



その後、新しい運営事業所が決まり、オープンしたとお聞きしておりますが、人手不足により、夕食が出せない状況が続いていたということでありました。このことは産業厚生委員会でも取り上げましたし、それこそ先日13日、皆さんも御覧になったように、高知新聞のほうで足摺テルメが再開という、こういう記事が載っておられました。

これによりますと、もう来年の3月ぐらいにはフルオープンできるような体制にするというふうに書いておりますし、一部でお聞きするには、12月中旬には夕食も提供できるんではないかというふうにお聞きしておりますので、その推移を見守りたいというふうに思っております。

そして、本年6月会議におきまして、下川口家に対する支援について質問をいたしました。その後、担当係長と意見交換をし、早いうちに、県によるヒアリングの実施をお願いしておりました。

先日、係長に進捗状況を聞いてまいりましたが、既に下川口家に対する市のヒアリングは終了して、来年度の支援策の概要も大体話をしてきたというふうにお聞きしております。大変この担当課、スピード感がある対応に感謝しておりますので、どうぞ課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、同じく6月会議に取り上げた有機農業の推進につきましては、補助事業の勉強会や説明会をもう既に2回ほど開催していただきまして、以前も言いましたが、担当課が思う以上の参加者がありまして、途中でちょっと椅子も構えるような、課長もいつも準備していただいておりますが、大変熱気のある充実した説明会、勉強会になっていると。本当に僕も2回とも行かせてもらいましたけど、感謝しております。

また年明けには、1月中旬ですか、集落営農と有機農業の先進地視察も計画していただいております。本当にこのところ、急激に有機農業に対して推進していただいているというふうには、本当に感謝をしております。

同じく、有機農業と一緒に学校給食のオーガニックに取り組んでいただけないかということで、再三再四、一般質問でも取り上げさせていただいておりますが、早速、一部分ではあります、有機のものを出すというふうには課長のほうにはお聞きしておりますので、これもぜひ、当然地産地消でございますので、有機栽培が増えていかと学校給食のオーガニック化も一定進みにくいということは理解しておりますが、ぜひちょっとずつ増やしていただきたいと思いますというふうにお願いをしておきたいと思ひます。

それこそ昨日、高知のほうで県の有機オーガニックフェスも行われておりましたし、県の牧野野菜、あれも昨日高知のほうで、そういう城西館が牧野野菜を使った食事を出すとかっていう、そういうイベントもありました。それと、蔦屋書店のほうでは、土佐清水市の出身の方が

そういう有機野菜を使ったものやパンなど、蔦屋書店の一番広いテラス、あそこで売られております。それも見てまいりました。

皆さん若い人、大変有機農業に力を入れておりますので、どうぞ担当課、教育委員会もそうでありますけど、ぜひ前向きにどんどん進めていただきたいというふうをお願いをしておきます。

今回、一般質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

午前10時56分 休 憩

午前11時03分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 日本共産党の前田晃です。私の質問は、時間切れで質問できないということになりがちですので、早速ですけれども、通告しております2点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目の質問ですけれども、この9月会議で、それこそ時間切れで質問のできなかった高齢者向け優良賃貸住宅に関わる国庫補助金返還金についての質問であります。

この返還金については、補助金に関係する事業者、市、国、県の4者それぞれに落ち度と責任があると考えられることから、一旦、市がその全額310万2,000円ですけれども、これを国へ返還し、その後、関係者で負担分を協議するとして、6月会議において補正予算が可決されています。それから、早半年がたちました。

そこで、この問題のこれまでの経過について、改めてまちづくり対策課長にお伺いをいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

6月会議以降の経過について、御説明いたします。

令和6年6月27日に高知県庁において、高知県土木部住宅課と土佐清水市まちづくり対策課で国庫補助金返還についての協議を行い、県として補助金申請書類が確認されていないことも原因の一つとして、返還金を負担できないかとの協議を行いました。

県の見解としては、国から土佐清水市への補助であり、県は国を代行して交付申請の事務を行っているのみであり、県は補助金の交付は受けていないので、国に返還する費用を県が負担することはできない。国についても同様であるとのことでありました。

また、県から国に対して補助金の減額等ができないかお願いをしていただきましたが、国からは返還金額は変えられないとのことでした。

庁内において、当時の担当者と事実確認を行った結果、事業者に対して市の要綱も渡しておらず、国の要領に基づいた事業の説明もしていなかったとのことでした。

再度、顧問弁護士に相談しましたが、国庫補助金については、市から県を通して国に交付申請を行い、国が国庫補助金を受けたものであり、事業者は国・県との接触はなく、事業者が国庫補助金についての説明や認定の管理期間が交付の期間であることの説明もしていないため、事業者が国庫補助金返還を求めることは難しいとの見解でした。

国庫補助金の返還については、令和6年9月20日に市から県に振込を行っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

主に、県との協議の経過の説明をしていただいたんですけども、県のほうは手続を代行しているだけなので、返還金を負担することはできないというのが主な理由ではないかと思うんですけども、実は私も、県の土木住宅課の担当職員に県庁へ行って直接お話を伺いましたけれども、同じような回答で、県にこの返還金の負担を求めることは難しいのではないかとこのように私も感じました。

また、問題の発端は、事業者がこの管理期間の延長の手続をしていなかったということなんですけれども、事業者については、市の説明不足とか要綱の不備などがあって、また、これも事業者が責任は問えないとのことでありました。

これらの交渉の結果については、執行部の皆さんも全て納得しているわけではないというふうに思うんですけども、県、国、それから事業者の責任を裁判で争ってまで負担を求めることは実際に難しいのではないかと。結局は、返還金全額が市の負担になるのではないかと心配をしていたところです。

返還金についても、既に9月に市から国へ返還をしていると。国との関係では延滞金がつくようですので、早めに処理をするということなんだろうと思います。そういうことでした。

この補助制度を利用する、土佐清水市は利用したんですけども、県下のほかの自治体も利用しているところがありますので、その中で返還請求をされたところがほかにあるかっていう

ふうに県に尋ねましたら、土佐清水市だけだということでありました。

これ、利用している自治体自体が非常に少ないんですけれども、土佐清水市だけが返還請求をされたんだということなんですけれども。ということは、本市以外ではこの更新手続が適切に行われていて、どうも本市の対応に問題があったのかなというふうなことになるような気がします。

本市では、先ほど説明がありましたけれども、事業者への情報提供とか指導確認が不十分であったこと。また、補助金の交付要綱に不備があったということなんですけれども、これも今、課長のお話の中でもありましたが、そこで市長にお尋ねをしたいと思います。

市に責任ありということで、この返還金を市が支払うとなると、その財源をどこから捻出をするのかという問題が生じると思います。市長は、6月会議の予算決算常任委員会で、一旦、公金から立て替えて支出をすることについてさえ、市民の血税を投じる事態を重く受け止めていると御答弁をしています。

この返還金を公金から支出することについての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

今回の国庫補助金返還につきましては、国の要領と市の要綱との食い違いがあり、事業者への説明も不十分であったことから、事業者に返還を求めることができず、県につきましても、国庫補助金返還金の負担について協議しましたが、国・県ともに負担することはできないとのことでありました。

このことから、市の補助金の負担を他に求めることができず、市が負担することとなりますが、市が返還金の負担をすることにつきましては、市民の税金による公金からの支出とすることについて、大変重く受け止めております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 国・県、それから事業者には返還の請求はできないということで、市のほうが税金からこれを返還するということですよ。これについては、大変重く受け止めておるといふことでありますけれども、私、6月の答弁から、公金からの支出について、市長は消極的だといふふうに思っていましたけれども、この段になったらこういうことになるのかなといふふうに思いますけれども、この返還金を公金から支出するということになりますと、

無関係の市民に負担を負わせると。この制度とは無関係の市民に負担を負わせることになるわけですから、納得できない市民からは、違法、不当な公金の支出として、制度としてありますが住民監査請求、引き続き住民訴訟が提出されるということも考えられます。

たとえ市に責任があるとしても、公金からの支出は避けるべきだと思いますけれども、再度、もう一度避けるべきだということについて、お考えをお聞かせください。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

市の公金から捻出することとなります。まちづくり対策課が事業者や県とも協議し、再度、顧問弁護士にも事業者にも国庫補助金返還金の負担について問合せをしましたけど、市の要綱に不備があるため、事業者に負担を求めることは難しいとのことでありましたので、市からの公金による捻出と考えております。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） やはり、公金のほうから捻出するという事なんですけれども、私はもう一度、事業者からの返還について検討してみてもどうかということをご提案したいと思います。

これまでは、市は、繰り返しになりますけれども、もともと事業者がこの手続を怠ったことが補助金返還の原因だとしながらも、市の説明不足、それから実施要項に不備があった。言わば市のミスがあったことから、事業者には落ち度はなく、当初からこの責任は問えないということでした。今のお話もそうですよね。でも、この事業者の責任を問えないとしてきたことが、この問題の解決をうんと困難にしているように私には思えます。

実は、最近ある弁護士にこの問題をお尋ねしましたら、別の件でお話をしていたんですけれども、その弁護士は、「受け取ったらいけない補助金は、それを受けた者が返還するのが法の要請だ。」と、法の立てりだという話がありました。「そもそも受け取ることでできない補助金を、公務員がミスしたからといって受け取る権利ができるということ自体おかしいでしょう。」という、そういう回答でありました。

今回のケースに当てはめると、たとえ市の説明不足や要綱に不備があった、職員のミスがあったとしても、受け取れない補助金は、受け取ったものが返さなければならないということになると思います。普通、考えてもそうですよね。国からは、申請手続の不備を理由に補助金の返還が求められているわけですから、その手続を怠り、補助金を受け取ったままになっている事業者が返還するのが、これはもう常識的な対応じゃないかと思えます。

補助金を受け取った事業者に代わって市がそれを公金で返済するなど、市民が納得すると私は思えません。

市長にお尋ねしますが、この補助金を受けた事業者への返還請求が本当にできないのか、再度、顧問弁護士とも相談し、検討をすることについて、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 事業者の国庫補助金の返還については、再度顧問弁護士とも相談して、また検討してまいりたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ぜひ検討をお願いします。

なんか事業者の責任をはなから、当初からもう除外していましたので、もうずっとそれが気になってきました。ぜひ、再度お話をしていただきたらと思います。

この補助金制度に関わる市やミスをした職員の責任ということでは、もう当時、9年前のことになりますけれども、担当職員や上司には職務上の責任が問われることになるというふうに思われますが、しかし、国家賠償法や地方自治法に基づいて、この返還金問題とは切り離してしっかりと執行部で検証して、対応していただければというふうに思います。

それから、行政の連続性からいえば、最終的な行政責任者である現市長、非常に気の毒ですが、この責任も問われてくるのではないかとというふうに思います。

6月会議の質疑でも触れましたけれども、公金からの捻出が問題となった事案については、それこそ2年前の本市のコロナワクチンの不適切管理で生じた支出への対応、公金から当初支出をしました。このときには、職員の抗体検査160万円と通信費など、450万円ほどを公金から支出したんですけど、後から市長・副市長が自ら減給処分をしまして、どうもそれで充当したのではないかと思うんです。こういう対応もありますし、他市町村での事例もあるのでないかと思います。

公金からの捻出については、市民の皆さんの声も聞きながら、時間をかけて財源の検討をしていただくということをお願いしたいと思います。立替えはもう済ませているので、あと、それをどう捻出するかという問題になりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

次は、9月会議に引き続いて、土佐清水食品の利益相反取引に関わる質問をさせていただきます。

私がこの問題を取り上げますのは、9月にも触れましたけれども、本市の地場産業の振興と地域雇用に本当に貢献をしていますこの三セクの土佐清水食品が、地元の優良企業としてさらに地域や業界から信頼され、成長・発展するためには、しっかりとした法令遵守、コンプライアンス重視の会社経営が必要ではないかと考えるからであります。もうその一点だけです。

そこで問題と思われるのが、過去、令和元年、土佐清水食品が合併をして立ち上がったときから、令和5年、前年までの過去の利益相反取引に関わるこの土佐清水職員の対応が非常に気にかかります。

それが、対応が適法で適切であったのかどうか。この点を9月に続いて確認をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、利益相反について、振り返りですけれども、会社法では、取締役と会社との間の取引を制限しています。それは、取締役と会社との取引が会社に不利益を与えるおそれがあるからで、この取引のことを利益相反取引といいます。しかし、取締役会の承認があれば、自由に取引ができることになっています。そして、当事者の取締役には会社に損害を与えていないかどうか、この取引ごとに個別的、具体的に報告をする、これは重要な事実の報告というふうに会社法では規定をされていますけれども、それが義務づけられております。

土佐清水食品と山下水産とのメジカ原魚の納入取引は、この利益相反取引に該当するわけですが、先に触れましたように、取締役会で取引の承認があり、取引状況の報告をすれば取引はできるということになっています。

9月会議では、この利益相反取引の承認と取引状況の報告が取締役会であったかどうか質問しましたら、市長から、令和元年9月26日の取締役会で山下水産との取引について承認をしたということと、取引状況については全体的な報告はあったが、詳細については報告はなされていないとの答弁がありました。

そこで、その市長答弁を確認できるものとして取締役会の議事録の開示を求めましたところ、市長から「音声の議事録はあるものの、書面化されていないので、速やかに書面化するよう指示している。」という答弁がありました。そういう経過でしたよね。

答弁の中の音声の議事録が初耳でありましたので、それについてお尋ねしましたがけれども、答えがありませんでしたので、再度、市長にお尋ねをします。

その音声の議事録で、そこに録音されている範囲と録音時間、これは録音して残しているわけですから、株主総会、取締役会、監査役会、これ会社法で10年間、議事録保存が義務づけられておりますので、多分、残すとすればこの3つの機関だと思いますけれども、それぞれの録音の時間、例えば取締役会に何時間何分、株主総会に何時間何分、監査役会に何時間何分ということと、それから市長は書面化をするというお話でしたので、その今、書面化の進捗状況、

分けていただく株主総会で何%、取締役会で何%、監査役会で何%ということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

株主総会・取締役会ともに、基本的に音声議事録は存在しております。現在において欠落している部分は、認識をしておりません。会議に要した時間はまちまちで、何時間何分までは私は把握はしておりません。

なお、土佐清水食品株式会社は、監査役会を設置いたしておりません。

書面化の進捗状況は、現在、60%少々ぐらいまではできていると聞いております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

通告の際に、私、今説明をさせていただいたそれぞれの株主総会、取締役会それから監査役会、監査役会についてはもうないという、取締役会と一緒にという話も聞きましたけれども、それぞれの録音の時間数ですよ。それをお尋ねしたいと。それぞれの書面化の進捗状況をお聞かせ願いたいということで通告をしています。

全体として60%ということですが、どこまで、どこをどれだけ今やっているのかっていうところをちょっとお尋ねしたかったんですが、また後で構いませんので、ぜひ教えていただければと思います。

そうしたら、次にもう一つです。

9月会議でもお尋ねしたんですが、そもそも音声の議事録というのは、議事録として有効なのかどうかです。音声として、音声の議事録が残っているというふうに市長は先ほど言いましたけれども、有効かどうかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えをいたします。

会社法第369条第3項において、以下のように規定をされております。

取締役会の議事においては、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役はこれに署名し、また記名・捺



印しなければならない。

音声による議事録が有効か否かの法的見解は分かりませんが、一般的には書面で作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名・捺印しているとのことですので、現在、この作業を進めているところでございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 会社法でこの10年間の保存が義務づけられている議事録というのは、市長おっしゃるように、文書や電磁的記録、これはCD-ROMとかUSBメモリーとかSDカードとか、これも文書化したものですよね。音声じゃないんです。こういったもので議事録は作成するとされておりまして、音声の議事録は議事録としては認められてはおりません。法的には認められていないんです。

もし、これまで土佐清水食品では、会社法に示されたこの議事録が作成されていなかったとすれば、それは会社法にも、また土佐清水食品の定款32条にも、10年間保存するという定款がありますよね。土佐清水食品の定款の中にも。だから会社法、定款にも違反をしていたということになると思うんですけれども、この点について、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 遑ってまではなかなか僕も分からないんですが、音声で撮っているからいつでもできるという考えでおったのではないのでしょうかと思います。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 確認をしたいんですが、音声の議事録をいつでもできるというふうと考えてという話なんですけれども、土佐清水食品は、この10年間保存についての会社法の369条、定款の32条に違反をしていたということでよろしいですか。そういうふうにお認めになりますか、その点は。違反をしていたということになるんじゃないですか。お答えください。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） いや、それが違反になるのであれば、違反になると思います。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 誰が見ても違反になります。やっていないんですからね。

ただ、会社法では、議事録作成の期日を定めていないんですよ。ですから、市長言われるように、後々というふうにあったかもしれませんが、多分、この問題がこういう形で取り上げられなければ、多分、10年間を過ぎてもできていなかったのではないかなと、そんなふうに私は思います。

なぜこういう議事録を文章化して、これは、清水であれば本社に置くということになっていますけれども、やっぱり株主がいつでも閲覧できると、事業内容について知ることができるということの、株主ファーストのやっぱり制度なんですよ。だからこれは会社法でも、また、土佐清水食品の定款でも位置づけて対応しているわけですよ。これは、やっぱりしっかり守るべきだろうというふうに思います。

お認めになりましたので、これ、ぜひとも早めに改善をしていただきたいと思います。

ところで、この9月会議の市長答弁にありました令和元年9月26日の取締役会議議事録のこれについて開示請求をしましたら、先月11月の下旬に農林水産課から、その議事録の写しをいただきました。どうもありがとうございました。

これが開示していただいた議事録、A4、3枚です。こういう形ですね。大半、3分の2ぐらいは黒塗りののり弁当状態ですけれども、必要なところはきちっと開示をしていただいています。

これ、ちょっと簡単にいいますと、表題の部分はこうなっています。土佐清水ホールディングス株式会社、土佐食株式会社、株式会社土佐清水元気プロジェクト取締役会議事録というふうになっています。見出しがこうです。

実はこれ、3社の合同の会議ということになっているんですけども、先立つ9月26日ですが、7月28日にホールディングスの臨時総会を開いていますよね。株主総会をね。そこで3社が統合、合併するという決定を先にして、そのあと、これは土佐清水食品という会社に名前を変えて、この合併の効力が10月1日から効力が発生するというようなことをそこで決めているんですよ。

だから、土佐清水食品としてスタートするのは10月1日からということで、多分、その前の会議ですから、3社の連名の取締役会になっちゃうのかなというふうに思いましたが、書かれてあるのは開催日時、9月26日16時から、開催場所は市役所第1会議室、出席者、取締役の総数は9名で、利害関係を除いた取締役が7名、そのうち出席が6名で名前が書かれています。監査役2名も出席をしています。議長が誰それというふうに。その後、5番目に議事の経過要領及び結果ということで、決議事項が1号、2号、3号、4号までありまして、それから、その後、報告事項が2つ、1号、2号とあります。その1号、2号、4号、報告1号、3号については全部黒塗りになっていますけれども。

それから、最後に市長からもお話ありました、この取締役会に参加をしていた取締役の名前です。記名それから押印があって、これは9月26日付で、確かにこのとおりですよということをいただいています。

この第3号議案に社外取締役との利益相反取引ってというのがありまして、この部分は、全文開示、黒塗りではなく、一番上です。開示されています。僅か6行ですので、ちょっと読ませてもらいますけれども、想定外の人物の名前がここに登場しましたので、ちょっと驚きましたけれども、読みます。

第3号議案、社外取締役との利益相反取引について。

土佐清水食品株式会社と同社の社外取締役である程岡庸が経営する合資会社、程岡電器及び山下卓が経営する有限会社山下水産との経常取引について、利益相反行為に該当するおそれがあるため、会社法356条に基づき承認を得たい旨、告げた。

なお、程岡電器との取引については随意契約として、山下水産との取引については請負契約となる旨、告げた。全員慎重に協議の結果、満場一致で本件の議案を承認、可決したということです。

これは、もう全て開示をしていただいております。

これを読ませていただいて、利益相反は、当初は山下水産だけかと思っていましたけれども、どうも程岡電器、程岡市長も該当していて、この会議で承認を受けたと。いいですか、続けていいですか。受けたということでもあります。

それならそうと9月会議で話してくれたら、もっと議論も深まっていたんではないかなと思いますけれども、問われたことだけ答えるというのが執行部スタンスのようですので、もうそれ以上は言いません。

9月の音声の議事録にも驚いたんですけれども、今回の市長も利益相反の当事者だったことにも驚きました。

開示されたこの取締役会の議事録ですけれども、書面化については大幅に遅れていますが、議事録に必要な法定記載事項、そういうものがあるんですね。法定記載事項とか。また、参加した取締役の記名・押印もあって、まずは有効なものというふうに考えていいのかなというふうに思いますので、9月の市長答弁のとおり、取締役会で利益相反の取引の承認があったことは、この議事録で一応確認できるのではないかというふうに思います。

そこで、この議事録に関わって、補足的に3点教えていただきたいことがあります。これ以上もうここは聞きませんので、お願いします。

1つは、参加した取締役、この取締役会に参加した取締役の1名、1人の記名・押印がありません。6名参加して5名分しかないんですが、この1名の方の記名・押印がないのはなぜか

なということと、程岡電器との契約が随意契約となっている理由と、それから、山下水産との契約が請負契約というふうになっている理由をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） ただいまの質問の前に、先ほど、議事録が何%できているかと。総会と取締役会と、それ、ちょっと報告させていただきます。

総会が大体約50%、取締役会が約65%だそうです。

ただいまの質問について、お答えいたします。

議事録に記載されている出席取締役の中に、この時点では取締役でないものを誤って記載していましたので、修正するようにしているそうです。

山下水産との取引は、定期的に発生することから請負契約と表現し、程岡電器との取引は、臨時に発生することから随意契約と表現したものであり、言葉の使い分けに深い意味はございません。

程岡電器との契約は、一般的な取引金額であることを確認しており、行政において使用されている任意に決定した相手と契約するという意味での随意契約ではございません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

これ以上聞かないと言いましたけど、1つだけ教えてください。

最初の方は、間違っって名前を入れたということですが、最初。あれですか、その取締役会に参加したのは5名なんですか。6名でこれは出ていますけれども、5名ということですか。もともと5名。

そうしたら名前、記名・押印のなかった方も参加していなかったということですね。取締役でなかった、当時。

○市長（程岡 庸君） 取締役じゃなかったと思います。

○10番（前田 晃君） そうですか、何と。

大丈夫ですか、これ、いいですか。せっかく開示していただいたんですが。

○市長（程岡 庸君） 書いてあるんで大丈夫です。

○10番（前田 晃君） 大丈夫ですか。

一応、承認は受けたということですよ。

そして、もう一つの問題についてはどうなのか、お尋ねしたいんです。これ、ちょっとなか

なかこれは難しいと思うんですけども、取締役会で利益相反が承認されても、先ほど言いましたように、取引ごとに具体的に報告するこの重要な事実の報告が当事者には義務づけられています。実は、これこそが利益相反取引が会社に損害を与えているかいないかをチェックするための大事な手続なんですよね。この報告が適法適正になされていたのかどうかということが重要だと思います。

9月会議の市長答弁では、取引状況については全体的な報告はあったが、詳細についての報告はなされていないというふうに市長は答弁されましたよね。これは山下水産のことだと思います。御自分のことじゃないと思うんですけど。

この答弁の中の全体的な取引状況の報告とは一体何なのか、それから、詳細な報告とは一体何なのか、ちょっとそのとき聞いたときにも、私よく分からなかったんですけども、何を指して全体的な取引状況の報告と言っているのか、詳細な報告と言っているのか、ちょっとそこを確認させてもらえますか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

そのままずばり書いたとおりなんですが、字のとおり、全体的な報告とは概要の報告であり、詳細な報告とは、具体的な取引金額まで報告したものであります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そうですか。あんまり多くは語れないかもしれませんが、よく分かりました。大体想像がつきます。

その全体的な取引状況というのは、概要だということですよ。それから、詳細な報告というのは、例えば仕入れ値、単価とか、それから卸値とかというようなことですね。大体想像したとおりです。

じゃあですね、市長、取引状況の報告の中には、その取引の内容が土佐清水食品に損害を、不利益を与えるか、与えていないかがチェックできないかんわけですね、そのときにね。そのときに概要だけ報告して、取締役はその取引が土佐清水食品に損害を与えているか、与えていないかっていうことがわかりますか。分かるためには、さっき言われた詳細な報告があるんですよ。けど、この詳細な報告はしていないって言ったでしょう。ということは、2番目の取引状況の報告、重要な事実の報告はこの間していなかったことになりますよ。これじゃあ判断できんと思います。取締役会は。その点いかがですか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 都度、金額等については2人の取締役が担当して、金額を聞いて取引するかしないかというのを決めているので、もうその2人がやっているから大丈夫ということだったと思います。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ちょっとよく分からないんですが、利益相反取引に該当するお2人のを除いた取締役が、その辺りのチェックはやっていたので大丈夫だということなんですか。それは取締役の皆さん、けど、報告を受けないと分からないんじゃないですか。

重要な事実の報告をせないかんということになっているんですから、どうなんですか、妙にその辺り、私よく理解できませんけれども。取締役の皆さんの共通理解になっていたんですか。土佐清水食品に利益相反取引ですよ。程岡電器と山下水産について、不利益を与えると、か、損害を与えるということはなかったと取締役の皆さんが認識できるような形だったんですか。

なんかちょっと理解できないんですが、ちょっと辺り、説明もう一回してもらえます。

（「経営上の守秘義務もあるんじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 市長、答えられますか。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 不利益を与えるときには報告をしてくると、不利益を与えないときは報告しなくても、かつちりその2人が見てるから大丈夫であるということだと思います。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そうですか。

利益相反取引が土佐清水食品に損害や不利益を与えていないと、2人が確認をして与えていないということであれば、もうそれ、お任せですよ。与えているということになれば、報告をするということに対応してきたということですか。与えているという報告はなかったわけですよ、今までね。ないってことですね。

もう時間があれですけれども、次へ行かせてもらいます。

そしたら、私、開示請求して、今この文書が出てきたんですけれども、利益相反取引以後の取引の報告が、実は全て記録しているはずの令和元年から令和5年までの全ての取締役会の会議録と、それから、平成28年から令和元年までのホールディングスの取締役会の議事録を、

実は私は開示請求させていただきました。いただいたのが26日の議事録のみなんですけれども、だから、請求した大半の開示はされておられません。

理由は、農林水産課にお尋ねしますと、該当の資料がないということですので、まだ出来上がっていないという、出来上がったものはいずれ農林水産課に届くんじゃないかと思うんですけど、またそのときに開示をお願いしたいと思いますが、私が請求したものの大半は開示されていないんです。

今、市長からも、重要な事実の報告については特に問題なかったということでありましたが、開示されたものの中にどれだけそれが出てくるかちょっと分かりませんが、今の段階では全く分かりませんので、もう市長のだけ時間もないので、市長だけで結構ですので、市長は令和元年の9月26日の取締役会で利益相反の取引というのを承認されたわけです。されましたよね。ここに今、出ている。承認されたわけですよ。取引していいですよ。

この5年間で、では、程岡電器はいつどれくらい、どんなものをどれくらい土佐清水食品に納入したのか。そして、その取引状況の報告は、そのお2人の取締役に任せているということであれば、多分、その方に報告をしていると思うんですけども、いつその取締役のほうに報告をしたのか、その辺りの詳細を御自身のことですから、これも通告していますから、構わなければ教えていただきたい。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 12番、永野議員。

○12番（永野裕夫君） 今、なじまんがやないですか。この個人の……

（「取り上げたらいかん、私語やから取り上げる必要はないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 一般質問にそぐわないようなそういう話でございましたが、議長としては、先ほど来からの質問については、今のところ発言通告に記載しているものと内容は一致していると考えておりますので、そのまま質問を続けていただきます。

なお、また、これは第三セクターに関する質問でございますので、そもそも質問の範囲が限定されると思います。たとえ事前通告があったとしても、執行部が答弁できない部分については、それ以上は同じ質問を繰り返さないようお願いいたします。

市長のほうも、答弁できない場合はその旨発言していただいて、答弁できる範囲で答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問を続けてください。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 令和6年8月以前の取締役会において、不足なく重要な事実を報告したか判然としない部分もあることから、令和6年9月26日に、過去の取引も含めて改めて利益相反取引の承認を行い、取引に関する重要な事実の報告を行っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 具体的なところをお尋ねしたかったんですが、報告をして承認を受けているということですね。いつどれだけのものをというのが聞きたかったんですけども、それは差し控えたいということですか。

○市長（程岡 庸君） それを言ったら全部言わないといけなくなりますので。

○10番（前田 晃君） そうですよ。言ってもらったらありがたいんですけども。

○市長（程岡 庸君） それはできません。

○10番（前田 晃君） はい、分かりました。私も議会のチェックがどこまで及ぶかっていうことは、限界があるというふうに分かっているつもりです。

今お尋ねしていますのは、市長は、しかし土佐清水食品の中の会長でもありますし、やっぱり権限があるわけですよ。それから、市民と議会との間では、土佐清水食品のいろんな問題についての本当に窓口になっているんですよ。だから、私たちは市長からお話を聞くしかないんですよ。だから、その情報を市長からいただくという点で、市長の裁量にはなりますけれども、もうできるだけ情報公開をしていただいて、今日のような形でお話をしていただいたらというふうに思います。

私の質問の中で、いや、これはちょっと言えんよと言ったら、もうそこで留めていただいて結構ですので、もうそれは、市長の判断でお願いをしたいというふうに思います。

そしたら、一応報告もしたということですけども、その具体的な内容はちょっとまだ分かりませんので、今、市長の答弁は信じたいですけども、この取締役会に報告をして承認を得たというのも、証明するもの、議事録がありませんので、ぜひあと残りの私が開示請求をしております取締役会の全ての議事録を早急に書面化をして開示し、公開できるようにしていただきたいというふうに思います。

その点について、いかがですか。今、取り組んでいる、60%近くもう書面化できちょうとということですが、請求があれば開示をしていくということによろしいですよ。その点についてどうですか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）



○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

全ての議事録を書面化していくことを進めておりますが、他の株主も存在する民間企業であることから、公開については慎重に検討したいと思っております。なお、一般公開はできるものではないと認識しております。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この取締役会の音声の議事録というのは法的に根拠のないものから、これを書面化すること、これはもう最優先やと思っております。それを公開するっていうのは、公開の仕方いろいろありますけれども、株主には公開せないかんですよ。そういう点で言うと。

となると、市は70%、7割を超える株式を所有しているわけですから、市民の皆さんも多少なりともそこに関わる部分が出てくると思っておりますので、その辺は市民は駄目だということじゃなくて、やっぱり通常の一般の株式会社とは違いますから、そこはまた検討していただければというふうに思います。

書面化し公開をすれば、今、市長がおっしゃっているちゃんと報告したぜと、それから承認も得たぜっていうようなことの答弁の正しさを証明することにもつながるわけですので、これは大事なことやと思っております。ぜひ書面化を早くして、いろんな形の公開も考えていただきたいというふうに思います。

最後にですけれども、企業のほう、統治、ガバナンスといいますけれども、自治と言ってもいいと思います。それに関わって確認をさせていただきたいと思っております。

土佐清水食品がこれまでに会社法や定款に定められた取締役会、役員会等の議事録作成を怠って法令違反していたということは、先ほど市長もお認めになりましたので、これは明らかになったと思います。不名誉なことなんですけれども、この点については、もう弁解の余地はないというふうに思います。

今後、法令違反の再発の防止、それからコンプライアンス重視の企業としての信頼を得るためにも、まず議事録作成を怠っていたことについて、経営陣、取締役会の自己批判も含めた真摯な総括が私はまず必要だと思います。この点が。

そして、また法令や通知等の要請、総務省の通知なんかもありますけれども、土佐清水食品の企業情報を、これも先ほど言いましたように、通常の株式会社とは性格が違いますので、そこも考慮しながら、積極的に内容、中身を公開すると。企業情報の秘密情報まで出せとは言いませんので、構わない範囲で、これはできるだけ公開するということをして、株主、そして市民の知る権利、意見表明の権利を保障するということも求められているというふうに思います。

今やコンプライアンスと情報公開というのは、企業統治の大前提ということになっています。市長にお尋ねをします。

土佐清水食品の経営陣、取締役会は、この議事録作成を怠っていたことへの法令違反ですけれども、徹底的な総括を行うとともに、積極的な情報公開を進めるべきだと思いますけれども、市長の御所見を、先ほどちょっと半分ばあ答えてくれましたけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 書面による議事録の作成を怠っていたことが法令違反に当たるか否かについては、議員の2番目に質問していただいたとおりでございます。また、仮に法令違反があったとしても、そのことで積極的に情報開示を行うということは考えておりません。

そして、私、市長の立場で市が70%株を持っているということで、会長で入っておりますが、ただ、会長で取締役会に入っている限り守秘義務が生まれてきますので、ある程度のことから先はもう言えない状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。できる範囲はさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 法令違反で一つこういう法令違反があると、いや、ほかもあるんじゃないかっていうような疑心暗鬼になるわけですね。そこが問題なんですよ。

だから、利益相反の取引についても承認は受けた。それから、重要な事実の報告もして理解を得たと。いや、ほんまかよということになるわけですね。一つそういうことがあると、そういうふうに疑念がどんどん湧いてきますので、それを払拭するためにも情報公開が要るんですよ。できるだけ情報公開するんです。企業としての競争のために、内部のその経営権事項っていうのがありますけれども、これは公開する必要は全くないんですけれども、できるだけ経営の状況とか、そういう点を私は報告すべきだと思いますよ。できるだけ公開すべき、そう思います。

最後にちょっと重ねて申し上げたいと思いますけれども、土佐清水食品のこの利益相反取引、それから取締役会の対応が適法であったのかどうかというのは、報告についてはまだ分かりませんので、議事録の書面化と公開が私はどうしても必要だと思います。

ただ、その書面化されたものを開示請求しても、してもですよ、核心部分はやっぱり企業の経営権事項ですからっていうことで、こういう形で黒塗りで、全面開示されるということには

なかなかかなりにくいかなっていうふうに思います。それで、そういうことになると、事実の確認というのはなかなか難しいですね。取締役に報告して、承認を得たというようなことでしたけれども。

そこで、私、これまでの土佐清水食品の利益相反取引の収支の確認と取締役会での重要な事実の報告の確認、そして、音声の議事録との照合、それをするために、地方自治法第199条第7項に基づいて、外部監査をすることを監査委員のほうに要請したいと思います。これ、議会としてできるのかどうか私もちょっとよく分かりませんが、それを要請したいと考えています。

私の一般質問で中断させるようなことに力を注ぐんじゃなくて、こういった市民の皆さんの声に応える外部監査で、永野監査委員は大活躍されることを私は心より期待をしております、その点を申し上げまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、午食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 皆さん、こんにちは。新風会、弘田 条でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

近況から少しお話をさせていただきたいと思いますが、10月の終わりから11月、12月と、非常にいろんなイベントもありました。

10月の終わりには、市制施行70周年記念式典及び第9回土佐清水ジョン万祭りということで、大変盛大に行われました。11月に入りますとじんけんまつりがありまして、布解放文化祭から始まりまして、三崎と松崎ということで、音響のほうで参加をさせていただきましたが、じんけん課長、大変御苦労さまでございました。

そして、11月の終わりには産業祭で、私はバルーンおじさんで参加をさせていただきましたけれども、新谷議員にも手伝っていただきまして、ありがとうございました。そして、市の職員でも、ある課の課長補佐が手伝っていただきまして、以前はそんなに上手ではなかったがですけれども、この間は僕よりかうまくなったなと思ひまして、なかなかよかったなと思ひました。もう一人、4人で教育センターの方も来ていただきましたけれども、以前はちょうど12時ぐらいになると忙しくて、御飯も食べられずに、御飯を食べるのが午後2時半頃になっ

たりとか、しかも、右手もつってきまして大変なことでしたけれども、今回は大変楽にできるということがあります。

それから、さらに議会報告会もありまして、今回は6か所で議会報告会があったと思うんですけれども、私は窪津のほうで参加をさせていただきまして、いろんな市民からの意見もいただきました。

そして、昨日はのど自慢大会ということでして、こども未来課長のお兄さんも出て、残念ながら鐘は2回しか鳴らなかったということですが、大変御苦労さまでした。

なかなかこの間にいろんな業務があつて、市長もほとんど顔を出して、大変御苦労さまでした。

それでは、近況も終わりましたので、質問のほうに入らせていただきます。

今回は、今年の米価の値上がりにつきまして、そして、四万十市の新食肉センターについて、そして、高知県温室効果ガス41%削減について、そして、無電柱化についてでありますので、それぞれよろしくお願いをしたいと思います。

最初に、農林水産課長にお聞きしたいと思います。

今年の米価値上がりについてでありますけれども、この8月に、しょっちゅうテレビでお店にもうお米がなかつたりということがあつて、大変困っているというような報道もしょっちゅうやられましたし、そして、農林水産大臣は、備蓄米についてということでコメントもあつたんですが、いろいろありまして、結果的にはすごい今は米が上がっておりまして、この間もいつも行っているお店へ行つたんですけれども、今、5キログラムで3,000円を超しているということで、昔は10キログラムで3,000円ぐらいでしたから、今は倍ぐらいになっているのかなと思つておりますけれども、そういったことについて、今年のできはどうか、それから、来年度以降は米価がどうなるかとかいうことについてお聞きをしていきたいと思つますが、1点目の特にお米の値上がりの原因、また、市内・県内の状況についてはどうか、農林水産課長にまずお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

農林水産省が公表している全国の令和6年産の平均価格は、玄米60キログラムで、この60キログラムというのは、玄米一表当たりの単位になりまして、2万3,191円、10キログラムにしますと3,800円余りとなつていまして、昨年、令和5年の1万5,315円、10キログラム当たりになりますと2,500円余りということで、約50%増加しています。

今年、令和6年産の取引価格は、記録的な冷夏と日照不足による育成不足のため、全国各地で稲が実らなかった平成5年産の2万3,607円、10キログラム当たりになりますと、3,900円余りに続く価格になっています。

この値上がりの原因としましては、様々あるかと思いますが、昨年の猛暑と水不足により、主要な産地の収穫量が大幅に減少したことや、ロシア・ウクライナの情勢に伴う輸出停滞、中国の輸出規制などによる肥料の高騰。また、マスコミなどで報道されていますように、円安を受けてのインバウンドの増加、日本食の人気の高まりによる需要拡大などから、お米の価格が値上がりしたと考えられます。

また、市内の米価の状況としましては、JA高知県に問い合わせしたところ、令和5年産の一等米の取引価格は、10キログラム当たり1,700円余りだったところ、令和6年産の一等米は10キログラム当たり2,400円余りになっており、県内も同様に値上がりしているとのことです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 私の実家が農家でして、弟がお米を作っておりまして、農協に取っていただくお金が去年5,000円台から今年は7,000円台になって、2,000円ぐらい上がるということで喜んでいましたけれども、農家にとってはよかったですよね。

それから、もう農協に取ってもらうよりか、直接卸やにやったほうがいいということで、それもお米が入らなかったという理由にもなったかもしれませんね。

昔のことを思い出しましたがけれども、40年ぐらい前には、政府が60キログラムを1万3,000円ぐらいで買っていて、売るのには8,000円、9,000円で売りよったみたいな、そんな時代もありました。今はないですけどね。

そんなことでいろいろと経過はなってきたんですけども、農家にしても課長の言うとおりで、いろんなものが上がって、生産者も大変、けど、買うほうも大変というようで、なかなか米のほうはうまく噛み合っていないということが分かりました。ありがとうございました。

次に、備蓄米についてであります。

結構、農林水産大臣がテレビに出て、まだありますからとかって言っていますけど、結局、備蓄米は使用したのかしなかったのか、教えてください。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

備蓄米は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、政府が凶作など有事の際のため一定量を保管している米でして、10年に一度の不作にも供給できるよう、約100トンのお米を保有・備蓄しております。

この備蓄米につきましては、米不足が話題になった今年8月に大阪府知事が政府に備蓄米の放出を要望しましたが、当時の農林水産大臣は、民間流通の米の需要や価格に影響を与えるおそれがあるため、慎重に考えるべきとして、備蓄米の放出を行っておりません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） これ、質問するまで分からなかったです。実際に備蓄米を使ったのかどうかということで、今の説明で分かりました。よっぽどのことがない限り出さないのかなということも分かりました。ありがとうございました。

次です。今年の収穫状況についてはどうでしょうか。農林水産課長に教えてもらいたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

農林水産省が公表している令和6年産の全国の主食用米の作付面積は、前年に比べ1万7,000ヘクタール増加しており、予想収量も、前年に比べ22万3,000トン増加を見込んでおります。

高知県は過疎化・高齢化による担い手不足、また、担い手への集積が進んでおらず、さらに耕作条件の悪い農地などもあり、前年度に比べ作付面積が減少していることから、高知県では収量も減少する見込みですが、全国的には収量が増加しており、また、作柄もやや良い状況と伺っております。

なお、本市のJA出荷分は、昨年、令和5年度から61トンあまり減少してしまして、原因としては、猛暑による影響で収量が減少したことや、JA以外への販売が増えたのではとお聞きしております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 実際、弟と一緒に斧積でお米を収穫しておりました。やっぱり猛暑の影響がありました。結局、お米といったら黄金色になって、きれいな色になって取りますけど、

何か猛暑の関係でしょうか、黄金色を過ぎて茶色みたいになりまして、それで、その茶色になったところはなかなか実が入ってこないというようなことで、全国的にはよかったと思いますが、私の家は、従来と比べたら90%、80%しか取れなかったようなこともあって、いろんなところがあったということですので、それにしても今年は全国的に見ればかなり増えたということもありますので、よかったかなというふうに思っております。

最後の質問ですけれども、来年度以降の米価についてですが、これについても興味がありますが、来年度以降の米価について、農林水産課長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

来年度以降の米価については、JA高知県と中四国農政局に問い合わせしたところ、肥料をはじめとする様々なものが高騰が続いていて、米の栽培コストに比例して米価も変動が予想され、また、来年開催予定の大阪万博による3万5,000人といわれる海外来場者を含むインバウンドなどもあり、米の需要も見通しが立たず、現時点では来年の米価を見込めない状況です。

ですが、来年6月頃には、一定予想はできるものではないかとJAからお伺いしております。以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 分かりました。来年の6月頃にならんと分らんとということですね。

やっぱりこれもテレビで見たんですけれども、外国からの方が3,000万人ぐらい来たという報道もありますし、それからよくテレビを見ていますと、おいしそうなおにぎりを食べて、私も食べたいなと思ったんですけれども、そういう日本食といいましょうか、おにぎりであったり日本食が非常に人気があって、よく食べられていると。

ましては、来年は万博もあって、今の答弁でありますと350万人が来るということで、ますますインバウンドの需要が増えてくるということですから、またお米も、なかなか商品もたくさんなるのかなとは思っているところですが、今の課長の答弁みたいに、来年6月頃にまた状況が分かってくると思っていますので、注目をしていきたいと思っております。

お米については終わりにしたいと思います。

引き続き、農林水産課長へお願いをしたい、お聞きしたいと思います。

四万十市に新しく食肉センターが建つということで、9月の補正予算でもお聞きをしてもいいところではありますが、もっと深く中身についてお聞きをしていきたいと思っているところで

あります。

まず、1点目の今の既存の建物についてですけれども、建物の建築主であったり、いつ頃建ったのかとか。そして、現在の状況などについて、農林水産課長にお聞きをしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

四万十食肉センター（旧中村市営食肉センター）は、昭和42年に当時の中村市（今の四万十市）が設置していきまして、建築から56年が経過した施設は老朽化が著しく、運営に支障を来していることから、施設の建て替えが課題となり、現在、再整備を計画し、進められているところです。

施設を設置した当時、昭和42年の事業費は約6,000万円で、高知県から約400万円の支援を受けているようです。当時の処理能力は1日当たり150頭でしたが、その後の運営方針や運営方法の転換、施設の増改築を重ね、現在の姿になっていきまして、今は1日当たり480頭を屠畜する施設になっています。

この施設では、現在、牛と豚を扱っていきまして、年間150万頭を超える屠畜がなされ、高知県の畜産業を下支えしています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 当時、建ったとき昭和42年は6,000万円で建ったということでしたから、今やったらもう何十億円の時代ですから、全然時代も違ってきたなということも感じるし、もちろん古くなって使えなくなったということもあろうかと思いますが、今のこの状況、よく分かりました。

続きまして、新食肉センターで新たな建物、建築主やまた建築時期、そういった工期であったり全体の事業費であったり、そして、また補正予算でもありましたけれども、各市町村の負担額もあろうかと思いますが、また、こういったところが運営するとか、そういったことについて農林水産課長にお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

現在、進められています四万十新食肉センターの事業主は四万十市で、県を含め、幡多地域の市町村などが支援を行うことになっています。



建設工期は、令和7年1月から9月まで実施設計を行い、新施設は現施設と同じ敷地内に建設する予定で、不要な施設の撤去工事から始め、一部の工事、補助の対象外となる外構工事を残して令和10年度の工事完了を目指しており、既存施設の運営を続けながら工事を行い、同年、令和10年度から新施設の稼働をさせる計画になっています。

現在、令和6年度は、建物の実施設計と施工を一括発注するよう事業者を選定している状況とお聞きしています。

全体事業費は概数で申し上げます。約63億円、このうち、補助対象となる62億円の半分に当たる31億円を高知県、事業主である四万十市が40%を、残りを本市を含む幡多郡の5市町村と四万十町、奈半利町の関係7市町村で負担することになっています。

負担額は、市町村数の均等割、人口割、屠畜割から計算しまして、本市の負担額は約3,500万円余りとなっています。この負担金3,500万円を事業計画年、令和7年から令和10年を計画していき、この年度ごとの事業費に合わせて負担することになっています。

また、新施設の運営は、四万十市、株式会社七星食品、愛媛飼料産業株式会社が新たに設立した一般社団法人四万十食肉公社が運営することとなっており、屠畜数も現在から約3万頭増の13万頭余りを計画していますので、これまで以上の畜産農家の利用が期待されております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 建設面積は聞いていませんでしたけれども、これは3年間もかかるといったら、かなりの大きな建物になるのかなということが想定できますし、できれば、処理能力も3万頭から13万頭ということで、かなりの処理能力があるということで、これから先はなかなか効率的な運用もできると思っていますので、この建物が計画どおりしっかりとできることを願っているところであります。

最後に、これからの課題についてなんですが、何か問題点とか課題があれば、農林水産課長にお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

先ほど答弁しましたが、建物の実施設計と施工を一括発注するため、今年11月にプロポーザル審査会を開催しましたが、先日の高知新聞にありましたように、受託候補者の選定に至らなかったことから、事業の遅れが見込まれています。

また、資材費の高騰による事業費の増額などの課題もありますが、この施設は、高知県の畜

産業において重要な役割を担っており、特に幡多地域の畜産振興には不可欠なことから、早期の完成・早期の稼働を祈っているところでございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） プロポーザルで今のところはうまくいかなかったということもありましたので、ひょっとすると、令和10年にできるのが令和11年になるかもしれないということもあるかもしれんということですから、また、そういったことも情報が入れば教えていただきながら、みんなで期待をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひますので、農林水産課長には以上で終わりますので、ありがとうございました。

次に、畑山市民課長にお聞きしたいと思ひます。

3点目の高知県温室効果ガス41%削減についてであります。

以前の報道で、高知県の発表で、温室効果ガスが41%削減になったという報道がされてきました。これ、僕びっくりしまして、41%ということはすごい数やなというふうに思っていたところなんですけれども、この41%の中身について、市民課長に教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

令和6年9月10日のNHKニュースにおいて、高知県は、県内の企業や家庭から排出される温室効果ガスの量について、2030年度には、2013年度と比べて47%以上削減する目標を掲げていますが、2022年度までの削減率は暫定値として41%と、計画を上回る量を削減できたと発表しております。

削減がスムーズに進んでいる理由については、メーカーなどで省エネ機器の導入が進んだことや家庭で省エネの意識が浸透したことなどが挙げられておりますが、廃油や廃プラスチックなどの焼却に伴う排出量は増加傾向にあること、県内の森林では今後、老木が増え、二酸化炭素の吸収量の低下が見込まれるなどの課題もあるとの報道でございました。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 課長の答弁の中で、省エネ機器ということですがけれども、やはり、エ

アコンとかテレビとかも液晶に変わったりとか、いろいろそういったことかなと思っていますし、太陽光をつけたり、そういったことも含めてすごい省エネ化が進んで、その結果やということだということではないかと思います。分かりました。

次の質問でありますけれども、この削減がどう計算するのかということが非常に分かりにくくて、この計算について、市民課長にお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

この数字は、所管である高知県林業振興・環境部環境計画推進課に問い合わせしたところ、2022年度の数値が未公表ではありますが、同環境計画推進課のホームページに掲載されているデータより、基準年度2013年度の二酸化炭素総排出量957万7,000トンCO<sub>2</sub>から2022年度の二酸化炭素総排出量727万トンCO<sub>2</sub>を差引き、森林吸収量161万8,000トンCO<sub>2</sub>を加え、基準年度2013年度の二酸化炭素総排出量957万7,000トンCO<sub>2</sub>で除した結果とのことでございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 課長、ありがとうございます。

これが高知県全体の数値でありますけれども、いずれは土佐清水市がどれだけになっているということもいずれは分かってくるかもしれませんが、詳細が分からないといいますか、ただ、何トン何トンと、その何トンを計算するとか、そこら辺もこれから先、またいろんなデータとかいろんなことを計算しながら、どうやって進めていくのか、また教えてもらいたいと思っていますから、またいろいろ分かったら課長にも教えてもらいたいと思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。いずれにしても、このデータがすごい良い方向に向かっているなということで、よかったと思っていますところであります。

次に、地球温暖化対策実行計画についてありますけれども、この進捗状況についてもお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

地球温暖化対策実行計画区域施策編策定支援業務につきましては、昨年度の再生可能エネルギー導入目標等計画策定業務に引き続きまして、パシフィックコンサルタンツ株式会社に委託

発注しております。近々、案が出来上がるとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） パシフィックコンサルタントに委託をしようということですから、進めば、ぜひ中身を教えていただいて、どういったことになるか大変注目しておりますから、ぜひまた教えていただきたいと思っていますところであります。

最後になりますが、これは、毎回隣に座っている岡田課長にもやり取りしました。どのような方法でゼロカーボンを進めるかということで、ずっとやってきたんですけども、またこの時点でどうかということ、また、畑山課長にお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

本市は、令和4年12月市議会定例会で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

近年の異常気象の原因は、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスであると考えられます。この状況が続けば、いずれ地球は動物が住めなくなる星になるかもしれません。そうならないためには、今まで以上に二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素への取組を強化しなければなりません。

本市においては、従来から太陽光発電パネルの設置や蛍光灯などの照明器具のLED化、機器の取替え・省エネ化、ガソリン車からハイブリッド車や電気自動車化などの実施で、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでおりましたが、令和5年度に、本市における再生可能エネルギーのポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や取組等を示した再生可能エネルギー導入目標等計画を策定し、本年度はその計画を基に、市民、事業者、行政が具体的な脱炭素への取組の基軸となる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する予定でございます。

本計画をもって、脱炭素に向けた取組を本格化し、2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指したいと考えます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 先ほどの繰り返しでありますけれども、この温暖化の策定実行計画は、

本当にこれを中心に行くということです。土佐清水市は直営の太陽光で太田と中浜で2面があったり、それから、またその特別会計で基金もつくりました。そして、外灯のLED化であったり、そして各施設の、市の施設ももう30か所以上LED化になってということもやってきたし、それから電気自動車であったり、いろんな事業をやってきたと思っていますので、先日、四万十市の議員さんとも話をしたら、やっぱり土佐清水市のほうがかなり進んでいるというようなことも聞いておりますので、ぜひ、引き続きリーダー的な形で進めてもらいたいと思っております。

先日の総務文教常任委員会の中で、長期財政見通しを説明していただきました。横山課長に聞くと、言うてもかまんということですが、その中で、市民文化会館の照明施設、これも大きな課題となっております、この長期財政見通しの中で、4億5,000万円をかけて照明施設を直すということで、かなりの大きな照明施設があります。

それで、理由は、もう普通の白熱電灯はもう使えなくなったということで、これも良いことなんですけれども、もう変えたとしたらLEDしか使えないというような状況も聞いておりますので、非常に良いことだと思いますし、説明の中で、客席の電気も含めて直していく予定ということですので、これをやればまた大きなメリットにもなると思いますし、また、これが二酸化炭素削減の計算式でも大きく結果が出てくるのではないかと思います。

それから、この二酸化炭素の量については、三原村の村長さんが結構詳しくて、聞いてみたら、やっぱり人口にも、人間の吐く空気とか呼吸する空気とかそんなことでも違うので、その人口らでも算出方法があるとかいろいろ言っていましたけれども、そういったことで、ぜひそんなことを研究しながら、リーダーがきれいな形で、2050年のカーボンニュートラルを目指して課長を中心に頑張ってもらいたいと思っていますので、ぜひお願いをしたいと思います。課長、ありがとうございました。

**○議長（作田喜秋君）** 弘田議員。すみません、少しお待ちください。

先ほどの農林水産課長の答弁の中で、訂正したいと申出がありましたので、発言を許可しますのでよろしくお願ひします。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

**○農林水産課長（和泉政彦君）** 先ほどの米の今年の米価の値上がりについての4回目の質問のところでは。

来年度以降の米価はどうなるかという質問のところでは、来年開催予定の大阪万博による海外来場者の数を、正確には350万人のところ、3万5,000人と申したようですので、そこを訂正させていただきます。

それから、食肉センターのほうの1つ目の質問のところ、既存建物についての御質問のところ、既存建物の年間の屠畜数を、正確には年間10万トンを超える屠畜とするところを150万頭と申しましたので、そこを訂正させていただきたいと思います。

失礼しました。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 議長、ありがとうございました。

分かりました。ぜひ確認をして、これも訂正して、議事録もしっかりと直してもらいたいと思いますので、途中でも課長、ありがとうございました。

議長、次の質問構いませんか。

最後に、無電柱化について、総務課長、最後には締めで市長に聞きたいと思います。

まず、県内の状況ですけれども、無電柱化とは、読んで字の如く、道路の地下空間を活用して電線類の地中化や表通りから見えないように配線する裏配線などにより、道路から電柱をなくすることです。

この無電柱化に関し、日本は後進国と言われておりまして、ロンドンやパリでは100%、台北市では85%、ニューヨークでは83%であるのに対し、東京23区では7%と、大変立ち後れている状況とのことでありますが、高知県内の状況はどのようになっているのか、また、無電柱化を実際に施工している県内の事例等についても、総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

なお、無電柱化に関しては、既に取り組が行われている各自治体では、道路関係を所管する部署が担当している事例が多いものと思われませんが、本市においては、無電柱化は具体的な計画や所管が決定しているわけではございませんので、現段階ではどこにも属さない内容として総務課がお答えさせていただきますことをあらかじめ御了承ください。

改めて、無電柱化について、国土交通省が公表しております令和3年度末の状況でお答えいたします。

なお、データは、高速道路除く全道路のうち、電柱、電線類のない延長の割合で、各道路管理者より聞き取りをしたものとのことでありますが、公表データは詳細な数値データではなく、グラフ表示となっておりますことをあらかじめ御了承ください。

高知県の無電柱化率は1%台、47都道府県中25位で、四国内では1位となっております。

また、県内の無電柱化を施工している箇所については、高知県土木部道路課の「高知県無電柱化推進計画」の記述によりますと、県道桂浜はりまや線や県道高知本山線、県道高知南環状線、県道御免中島高知線等の高知市が中心であります。国道440号の梶原町等の事例もあり、実際に地図サイトのストリートビューでそれらを拝見すると、非常に景観としてすっきりとした印象となり、町並みが美しく感じられるものとなっていることが理解できます。

また、県民文化ホール前の道路についても、通るたびに随分とすっきりとした印象であると思っておりましたが、無電柱化がその印象の源であると改めて感じられた次第であります。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 課長の答弁の中で、県民文化ホール前と梶原町、両方見ていますけれども、特に梶原町の町並みがすごくきれいだというふうに思っていて、ああいうふうにごこがなかったらいいのになと思ったこともありましたけれども、ぜひ検討をしてもらえと思っています。

次に、工事の内容についてであります。

無電柱化に関しては、コストの問題で、日本ではなかなか進んでいないという現実があるようですけれども、無電柱化を行う場合の工事は誰がどのように施工するのかについて、総務課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

無電柱化の整備に関しては幾つかの方式があるようですが、主なものを回答させていただきます。

まず、1つ目が「電線共同溝方式」と呼ばれるもので、道路の地下空間を活用して、電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法です。沿道の各戸へは、地下から電力線や通信線等を引き込む仕組みとなっており、道路の管理者が道路の地下に設ける施設である「電線共同溝」を整備する方式です。その際の費用負担は、電線共同溝法に基づき、道路管理者及び電線管理者等が整備費用を負担することになっています。

一般的に、道路管理者は道路区域内の地中管路本体の建設を行い、電線管理者は地上機器の設置、地中管路へのケーブル（電力・通信）の入線、民地内の引込み設備の設置、電線・電柱の撤去を行います。

2つ目が「自治体管路方式」と呼ばれるもので、道路管理者ではない地方公共団体が管理設

備の費用を負担して、設備を敷設・管理する方式です。設備構造は電線共同溝と同様であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理します。管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、電線管理者からは負担金を徴収せず、ケーブル入線に要する費用は電線管理者が負担します。

第2期電線類地中化計画（平成3年～平成6年度）の頃には計画全体の約2割を占めておりましたが、現在は実施されている例は少ないとのことであります。

3つ目が「単独地中化方式」と呼ばれるもので、電線管理者が自らの費用で地中化を行う事業手法で、地中化に要する費用は基本的に電線管理者が負担し、設備を所有して管理をします。昭和61年以前より実施されており、第一期電線類地中化計画（昭和61年～平成2年度）では計画全体延長の約8割を占めていましたが、新電線類地中化計画（平成11年～平成15年度）では計画全体延長の約3%であり、現在、実施されている例は極めて少ないのが現状とのことであります。

4つ目が「要請者負担方式」と呼ばれるもので、全国10ブロックごとの道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者から成る地方ブロック無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所において、電線類地中化を実施する場合に用いる手法で、個別の要請により要請者の負担で無電柱化が実施される場合において用いる事業手法であり、原則として、電線類地中化整備費用は要請者が負担する必要があります。

現在は、区画整理事業、再開発事業、開発等の都市整備事業などにおいて、事業主であるデベロッパーや不動産会社が実施する場合にも採用され、費用は要請者である開発事業者が負担するようになります。

なお、市街地開発事業等において無電柱化を行う場合には、一般送配電事業者が一定程度の費用負担をすることとなっております。

ほかには、地中化ではありませんが「裏配線」と呼ばれる無電柱化した主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法や、「軒下配線」と呼ばれる無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法があります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） ありがとうございます。いろんな方式があるということも分かりまして、はい。分かりました。ありがとうございます。

次に、メリットやデメリットについてであります。



今の答弁の中で、無電柱化には様々な方式や施工をする、主体も様々なものが存在であることがよく分かりました。

そこでお聞きしますが、無電柱化に関してのメリットとデメリットはどのようなものがあるか、総務課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

まず、メリットからお答えさせていただきます。

メリットの1つ目は、景観向上が挙げられます。電線や電柱がなくなることで町並みの景観がすっきりしたものとなり、観光地ではより効果が高いものとなり、景観向上が地域経済の活性化にも寄与すると考えられます。

2つ目は、歩道や道路の安全性向上が挙げられます。歩道や道路の有効幅員が広がることで、歩行や車の通行がスムーズになり、視界も向上することから、安全性が向上します。

3つ目は、災害に強いまちづくりに大きく寄与する点が挙げられます。災害時の電柱倒壊による家屋損壊や人的被害、電線の垂れ下がりによる感電・事故、緊急車両の通行の妨げを無電柱化により防ぐことが可能となります。

4つ目は、電力や通信回線の強靱化が挙げられます。地震等の災害時に電力や情報通信回線の被害を軽減し、ネットワークの安全性・信頼性が向上し強靱化につながり、阪神・淡路大震災の際のデータでは、被災率が架空線と比較し、地中線では電力では2分の1、通信では80分の1に被害が軽減され、東日本大震災では通信が25分の1程度の被害に軽減されたとの結果が出ていると言われています。

ほかには、電柱を伝って侵入する犯罪をなくす効果や、無電柱化により土地の資産価値向上にもつながると言われています。

次に、デメリットについてです。

まず、1つ目のデメリットとして、高コストと長工期が上げられ、無電柱化と電線設置を比較した場合、コストは10倍程度かかるとされ、工期も半年から1年と長期化します。

2つ目としては、復旧に時間がかかる点が挙げられ、電柱の復旧に比べ、電線類を地中化した場合は破損箇所の特定に時間がかかり、復旧そのものにも時間がかかる点があります。

3つ目としては、変圧器の設置場所の確保の問題があり、地上設置の変圧器は歩道のある道路の場合は設置が可能であるものの、歩道がない場合や狭い場合には設置そのものができず、条件を選ぶといったものが挙げられております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 最初のメリットを4点挙げていただきましたけれども、まさに総務課長の言うとおりでと思っていて、メリットはたくさんあると思います。

片や、デメリットもありますね。僕、やっぱり一番大変なのはお金、工事費が高いなと思っているところであります。それから、復旧にも時間がかかるといえば、例えば普通の高圧の電線であれば、電柱の上ですから大体分かります。けど、地中ケーブルとかになってきたら、分からないです。高校のときにはテストもありまして、この1キロメートルの間でどこ部分で事故にあったかというそういうテストがありまして、その当時は分かっていたけど、今は忘れてしまいましたけど、そういったことも一応計算しながら工事を進めていくような、そういったやり方もありますけれども、いずれにしても、実際、現場で普通の架空電線だったら簡単にいきますけれども、地中になったらなかなか難しいとかいうことにもなりますので、本当にこれもデメリットを、かえってふだんは安心やけれども、実際事故になったら、これはもうなかなか直らんみたいなどころもあるので、これもデメリットだと思っていますし、まさに変圧器についてもということで、なかなか置き場所も大変やなと思います。

これも、やっぱり私も電気保安協会におりましたので、ここら辺はよく分かるところで、メリットも大きいけど、デメリットも大きいということがよく分かりました。総務課長、ありがとうございました。

最後に、市長から、この無電柱化について、見解をお聞きしたいと思います。

無電柱化に関する様々な仕組みとか、広報やメリットでありデメリットにつきまして総務課長にお聞きしたところですが、特に本市は豊富な観光資源を有している観光地でもありますし、南海トラフ巨大地震でも全国有数の津波高と、甚大な被害が想定される土地柄でもありますので、なかなか無理もありますけれども、本市にとって無電柱化は重要なことではないかと思っていますけれども、市長に見解をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

無電柱化による本市におけるメリットに関しては、災害時の安全性が大きく向上することが第一に挙げられるかと思っています。本市のような巨大地震が想定される地域では、倒壊する電柱による物的・人的被害も相当なものとなり、緊急車両の通行の障害物ともなるため、災害時に備えるという観点からも、大きなメリットがあると認識しております。

また、電柱・電線がなくなることで景観の向上につながることも、観光面においても一定のメリットが存在するものと考えます。

しかしながら、先ほど総務課長の答弁にもあったように、無電柱化は整備費用のコストが相当高く、国土交通省の試算では、電線共同溝方式で施工した場合の道路1キロメートル当たりの整備費用に約5.3億円、土木工事3億5,000万円、電気設備工事1億8,000万円程度かかるとのことであり、これには一定の軽減対策のメニューもありますが、いずれにしても、大きな財政負担が生じることはまず間違いのないことであります。

確かに、無電柱化により生じる各種メリットは認識しておりますが、市としては市道や橋梁、建物の維持修繕にも今後ますます財政負担が増えていくことや、ほかにも対応しなければならない少子高齢化や人口減対策、地場産業・観光業の振興等の各種課題は山積みしている状況と、本市の置かれた厳しい財政状況を鑑みると、現段階では無電柱化に取り組むことは困難であると考えております。

しかしながら、無電柱化にもより低コストな方式の開発等がなされる等、以前より無電柱化に対する取組は一定ハードルが下がっている状況もあるとのことでございますので、今後は、国の補助制度の進展も含め、無電柱化に関する情勢を研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 市長の言うとおりでございまして、なかなか今の答弁を聞きますと、1キロメートルで5億3,000万円はかなり大きなお金でして、なかなか難しいと思います。たった1キロメートルで5.3億円。

私が思ったのは、特に観光地ですから、足摺岬の先端部であったり、竜串のビジターセンターからキャンプ地辺りはどうかと、短いところでもどうかと思っていました。

以前に、足摺岬の先端部分で駐車場がありまして、そこで大型のバスが来たときに、その立っている電柱が邪魔でして、駐車場へ入るのになかなか難しいということで、電柱を動かして観光バスが止まりやすくしたこともあったんですけども、電柱がなければそういったこともなくなるということもありますし、それから、歩道を歩くにも安全とかいろいろありますけれども、いうように、いろんな先立ってせないかんこともたくさんあろうと思いますし、何か本当にいい補助でもできて、できる時になったらまた考えていただくと。

あくまでも検討課題ということで、これからももし何かいいことがあったら考えていってほしいということにしたいと思います。市長、ありがとうございました。

それでは、以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これをもって延会いたします。

明12月17日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでございました。

午後 2時06分 延 会